



## 中世フランドルの毛織物と明礬

山瀬, 善一

---

**(Citation)**

国民経済雑誌, 94(1):48-66

**(Issue Date)**

1956-07

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/80040434>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80040434>



## 中世フランドルの毛織物と明礬

山 瀬 善 一

中世フランドルの毛織物がヨーロッパの他地方の毛織物に比し、質的に優れていたことはこゝに改めて論ずる迄もなく、既に常識化している。では、どの点において優れていたかというに必ずしも明確でない。一二—三世紀の史料は、虹彩に反射する立派な空色の織物といひ、又、一般にフランドルを中心とする北西ヨーロッパの織物を“panni pulchri”或いは“Schöngewand”と呼ぶことによつて地方の普通の織物と区別する。更に、或る場合には前者を“gewerbst gewand”、“panni colorati”、“panni de colore”と呼び、後者の Grautuch から区別している<sup>(2)</sup>。これ等の用語はなんらか色彩に関係を持つ表現である。この事實は、おそらく当時の人々に強い印象を与えた特徴、即ち色彩に依じて命名されたものではなからうか。

工業上の変改を技術的に問題とする場合、単に生産工程における労働過程のみを対象とするのでは十分でなく、生産に使用される原料の種類についても亦考慮を払わねばならぬ。毛織物生産に必要な諸原料の中、こゝでは特に色彩という観点から明礬を取挙げる。毛織物と明礬との關係は、或る染料の媒染劑<sup>(3)</sup>として使用されたことのみならず、織物に附着した不純物及び脂肪を去除するために有効であつたことに見られる。このものの使用によつて、ムラのない鮮明な、そして洗滌と日射に耐える着色をなし得た。又、種々な混合色及び色合を出すためにも必要なものであつた<sup>(4)</sup>。こゝから、フランドル

毛織物が特に色彩に関連した用語で表現されていたことは両者間になんらかの史的関連がある様に思われる。<sup>(2)</sup>

(1) *Confictus ouis et lini* という詩の中に見られる。(Pirenne, H.: *Geschichte Belgiens*, Gotha, 1899, Bd. I, S. 195) この詩の作者及びその年代については、最初ライオンナウ (Reichman) の聖職者 Hermannus Contractus (1054歿) の作とされていたが、後、ノラシムルに關係し、一二世紀後半の作と歸せられた。(Schulte, A.: *Geschichte des mittelalterlichen Handels und Verkehrs zwischen Westdeutschland und Italien*, Leipzig, 1900, Bd. I, S. 119 Anm. 1) 又 Pirenne 氏も一二世紀の作と認むる。最近の Ganshof の著作によれば、マレーヤ (Tèves=Trier) の司祭家 Winric の作と、一二世紀末に置く。(Ganshof, F. L.: *La Flandre sous les premiers comtes*, Bruxelles, 1949, p. 71)

(2) Ammann, H.: *Deutschland und die Tuchindustrie Nordwesteuropas im Mittelalter*, *Hansische Geschichtsblätter*, Jg. 72 (1954), SS. 23 f.

(3) 中世における媒染剤は、就中明礬と酒石酸とが主であった。

(4) De Peereck, G.: *La draperie médiévale en Flandre et en Artois, technique et terminologie*, Brugge, 1951, I, pp. 168 sqq.

(5) 中世の明礬使用は媒染剤に限られた訳ではない。皮鞣し、羊皮紙の製造、絵画、壁画、織絨細工、金文字等の筆耕、ガラス工業、医薬等にも用いられた。(Liagre, L.: *Le commerce de Falun en Flandre, Le Moyen Age*, T. LXI (1955), nos 1-2, p. 182 note 3) 皮鞣しとガラス工業以外においてはそれ程多量の需要があったとは考えられない。皮鞣しには比較的悪質明礬でもよかつた様に思われ、ニコロタン (Pegoloti) はマーマラ (Marmara) 海の島の産出された劣質のシシカン明礬 (Cyzican alum) が皮鞣しにヨリ適すると述べられている。[Pegolotti, Francesco di Balduccio: *Pratica della mercatura*, ed. by Allan Evans, Cambridge Mass., 1936 (Ropez, R. S. & Raymond, I. W.: *Medieval trade in the mediterranean world*, N. Y., 1955, p. 354)] (シシカン明礬はシシカンス (Cyzicus) の地から産出たのでなく、附近のプリンスス諸島 (Islands of the Princes) 産と見られる。) (Ibid., p. 354 note 45; Heyd, W.: *Geschichte des Levantehandels im Mittelalter*, II, Stuttgart, 1879, S. 553) ガラス工業はヴェネチアにおいて栄えていた。媒染剤として用いる明礬が良質のものを要求したことは悪質明礬の使用禁止規定がブラマンドルの各地で出されたことから知りうる。

先ず、一二・三世紀頃に流通した毛織物とその色彩について一考して見なければならぬ。一五世紀以後になると関係史料も多く比較的に明瞭となるが、こゝで対象となつてゐる時代についてはもとより十分な結論を期待し得ない。

近地取引の対象となつたものと遠地取引のそれとは異なつた様相を呈するであろうが、吾々の求めたいはフランドル毛織物の特質であるから、この意味で遠地取引の対象となつたものについてのみ考察を巡らしてもよい様に思う。又、フランドル毛織物の販路もアンマン (Ammann, H.) の最近の総括的勞作<sup>(1)</sup>から知られる如く、各方面に進出しており一地方のみを対象として結論を出すことは必ずしも至当なものではない。しかし、フランドル毛織物の概観を知る意味で、比較的史料の纏つてゐる一地方のみから推定することが許されるであろう。以上の理由からドワエール (Doohaerd, R.) によつて公刊されたジェノヴァとフランドルとの商業關係を示すジェノヴァの公証人記録を通して考察する。この記録は現在一二〇〇—一三四〇年間の二分冊と一四〇〇—一四〇〇年間の一分冊との公刊を見ているが、こゝでは一三〇〇年迄を一応の基準として取挙げる。史料の豊富なことはこの一〇〇年間に一五三七の記録を含んでゐることからも窺える。これ等の記録中には織物に関するものが非常に多く、これを基礎にしてドワエール自身入念な織物の産地別図表を作成してゐる。吾々の観点からは更に色彩が問題となるので、色彩に係わる用語を頼りに整理して見るならば、次の様な結果を得ることが出来る。尤も、こゝで附言しておかなければならないことは、すべての織物に色彩に係わる用語が使用されてゐるのではなく、寧ろかゝるものは織物に関する記録の中、僅かに三、四割程度に過ぎないということである。

毛織物の色彩についての用語として、赤色 (vermilis 又は sanguineus)、『ラ』色 (rosicus)、『堇色』 (violetus)、『黒色』 (nigrus, morellus)、『黄色』 (jahnus)、『褐色』 (brunnus)、『青色』 (blavus)、『緑色』 (viridus 又は claucus)、『青緑色』 (persus)、『白色』 (brancus,

branchus, albus, alhaxius) を見ることが出来る。以下主要な色彩について整理した結果の要約を述べる。

赤色との関連において、先ず述べなければならぬことは *scharlaken* との関係である。*scharlaken* をロチニール染(緋色)の上質織物にのみ限定する様になつたのは後の時代になつてからであり、初期には染色との関連は薄い。<sup>(3)</sup> 例えば、白の *scharlaken* が屢々述べられており、又、リトマス青 (*orexels*) 染めの *scharlaken* 更には、莖色の *scharlaken* 等の用語をも知る。他方、*stanfort* 織物<sup>(7)</sup> についてもロチニール染料が使用された例がある。<sup>(8)</sup> 赤色についての織物種類は単に赤色織物と記された場合以外 *scharlaken*, *stanfort*, *faldatus* <sup>(6)</sup> に見られる。総括的に云つてこの色を持つものは上質織物であつたことは否定し得ない。フランシデルの都市名との関連においては、*Deixsmied* (*Dixmude*)、*Doüä* (*Donai*)、*イーブル* (*Ypres*)、*リル* (*Lille*)、*ヴァレンシエンヌ* (*Valencienne*) が挙げられる。フランシデル以外では単にフランスと書かれたもの若干とロンバルヂヤと記されたもの一件を数えるに過ぎない。バラ色については、*stanfort* に二件、単に地名 (*アラス Arras*) だけを伴つた織物に一件見えるが、この色も亦上質織物に関係していた様に思われる。黒色については、*stanfort* <sup>(9)</sup> 及び *saie* の織物種類の形容詞として用いられ、織物種類を明示していないものとして、*イーブル*、*ドゥエー* について若干の記録がある。黒色を得る染料は、元染めを行わない場合には多少の濃度の差はあれ、灰色にしか染め上らなかつた。故に、上質織物の黒色は最も普通に青の元染めに赤をかけることによつて得ていたのであり、かくの如くして染め上げたものを、*“noir brunnette”* 又は単に *“brunnette”* <sup>(11)</sup> という。<sup>(11)</sup> 今から *stanfort*, *saie* の如き特殊織物を除いて上質織物が *“brunnette”* と表現されていた様に思われる。この *“brunnette”* は屢々現われ、*フランシデル* では *イーブル*、*ドゥエー*、*モントレイ* (*Montreil*) が最も多く、*ディクスミエード*、*カンブレ* (*Cambrai*)、*ガン* (*Gand*) がこれに次ぐ。フランス地域では *プロヴァン* (*Provins*) と *アビヴィル* (*Abbeville*) に現われる。しかし、元来 *“brunnette”* という表現は上質織物種類を示すものであるから、*bruneta sanguinea* <sup>(12)</sup> 及び *bruneta vermilia clara* <sup>(13)</sup> という表現も見ることが出来る。要するに、黒色も亦上

質織物にのみ関係している様に思われる。黄色は僅かであるが、stanfortに一件と織物種類及び産地名を伴わないものに二件見られる。史料が少ないので即断出来ないが、矢張り上質織物と関連していた様である。<sup>(14)</sup> 褐色については、僅かにリル(一件)、ガン(二件)、他にフランスのアミアン(Amiens 三件)、プロヴァン(縞織に一件)に見られるに過ぎない。青色については、フランスのシャロン(Chalons)が圧倒的に多く、これに次ぐフランドルのイーブルを除けば、<sup>(15)</sup> プロヴァン、ルーアン(Rouen)が続ぎ、次いでリル、モントレイ、ディクスミュード、カンブレ、ブランディ(Blangy)が現われる。特殊織物に関係するのはアラスのstanfortについて一件である。緑色については、これ又フランスのシャロンが擧んで、<sup>(16)</sup> 次いでカンブレ、イーブル、モントレイ、ガン、ディクスミュード、プロヴァン、アベヴィル、ドゥエーの順である。<sup>(16)</sup> こゝでも特殊織物は stanfort について一件あるのみ。青緑色については、比較的僅かであるが、サン・ケンテン(Saint-Quentin 三件)、カンブレ(一件)、プロヴァン(一件)に現われ、特殊織物については stanfort に一件見られる。白地織物は、前述した如く *scharlaken* の形容詞として使われている以外、stanfort, faldatus のそれとして多数使用される。地名ではジェノヴァ、ルーアン及び単にフランスと記された各一件宛を除いて、他はすべてフランドルでディクスミュード、イーブル、アラス、リル、サン・ケンテン、モントレイの順に現われる。

以上見て来たところより、特に注意しなければならないことは、ジェノヴァにもたらされた毛織物に関する限り、緑及び青においてフランスのシャロンが、他の色彩においてフランドルの諸都市が相対的に多かつたことである。この現象を染色工程(こゝでは媒染剤の使用の有無を中心として)との関連において吟味して見よう。

一五世紀初頭における例であるが、青色の染色業者と赤色の染色業者は各々異つた組合を作り、工業上の諸規定も両者の区別を保つために絶えざる配慮をなした。赤色の染色業者は又黄色及び混合色の染色をもなし、青色の染色業者から先ず第一に媒染剤を用いるかどうかによつて区別せられた。このことから前者は *tanteurier de bouillon* <sup>(17)</sup> と呼ばれる様になつた。<sup>(18)</sup>

青色は大青 (Guède) によつて主として染色せられたのであるが、大青の醱酵工程（糠又は擦りおろされた茜根及び灰を用いる）を経た液は、媒染剤の援けを借りなくとも染色物に浸透し得た。<sup>(19)</sup> 他方、他の多くの染料特に赤色及び黄色染料を用いる場合には、媒染剤の使用を必要とした。赤色染料の中、リトマス苔については例外をなしたが、これによる染色は堅牢さに欠けるという欠点があり、後にはドゥエーで極めて重い罰金の下に禁止された例もある。<sup>(20)</sup> 茜草の色素はアリザリン (alizarine) で、水に解け難いが、アルカリ性媒質（例えば灰）によつて容易に溶解性となる。他方、媒染剤（明礬）の使用によつて染色物に附着した金属性の水酸化物 (Hydroxyde) と結合してレーキの不溶解合成物を生じた。<sup>(21)</sup> コチニールは明礬と酒石酸を媒染剤として使用することにより、所謂スカーレット色を得る。これは極めて堅牢なものである。<sup>(22)</sup> 蘇木はバラ色又は肉色の染色に用いられたが、堅牢さに欠けているため、それだけで使用することは制限された。しかし、朱色 (vermeil) を得るため並びに赤色の色々な色合を出すために茜草を混ぜて使用することが広く行われ、この点で重要な意義を持つていた。<sup>(23)</sup> 黄色染料は木犀類植物が使用されたが、媒染剤の援けを借りなければならず、この染料は又他の染料と配合されて色々な色合を出すために使用された。<sup>(24)</sup> 黒色については、前述せる如く元染めを必要としたが、元染めの後媒染剤に浸され、赤をかけられた。史料に見える褐色には、おそらく胡桃染料が用いられたものと思われるが、この染料は直接染色され得た。史料に現われるのが少ないのは、輸向織物に向けられない劣質な織物に多く用いられていたためである。その証拠には次のことがいわれている。即ち、胡桃染料は "brunette noir" の元染めに使用され得るのであるが、このものを元染めにするに於いての史料が殆んど存しない。これは絶対的に禁止されたか、大青による元染めの費用に耐え得られない劣質な織物に限られていたと想像しなければならぬであろうということである。<sup>(25)</sup>

以上、大体基本的染料の染色について述べたのであるが、これ等の染料は又大青を元染めとして色々な混合色を出すのに用いられた。前述のドゥエールの史料の中にも *viridus, persus, rosicus, violetus* の混合色を始めとし、*caucus, viridus*

clarus, bruneta sanguinea, bruneta vermilia clara 等の色合を示す用語を見ることが出来る。

さて、一三世紀の間にフランドルからジェノヴァに輸出せられた毛織物の色彩とフランドルにおける染色技術とを比較した場合に考えられることは、フランドル毛織物の中輸出せられたものは相対的に見て媒染剤を用い、高等な技術を要する色彩を持つものであったということが出来よう。色彩と織物の質との間には一応相関関係を認め得ないとしても、高価な染色剤に耐えうるものは上質の織物に限られるであろうから、この意味では実質的なならぬかの関係が存したと見てよからう。この場合注意しなければならぬことは、フランドルでこの様な毛織物しか生産されなかつたというのではない。地方市場向の比較的低廉な毛織物も多量に生産された。しかし、諸都市の毛織物工業ギルドの規定が示す如く、重点が輸出向毛織物にあつたことは否定し得ない。では、かかる輸出向毛織物の高級な色彩を可能ならしめた媒染剤としての明礬が何時頃からどの様にして輸入されたかの事情を検討しなければならぬ。

(1) Annamm, H.: Deutschland und die Tuchindustrie Nordwesteuropas im Mittelalter, Hansische Geschichtsblätter, Jg. 72 (1954) SS. 1 ff.

(2) Doehaerd, R.: Les relations commerciales entre Gènes, la Belgique et l'Outremont, d'après les archives notariales génoises aux XIII<sup>e</sup> et XIV<sup>e</sup> siècles (Institut historique belge de Rome, études d'histoire économique et sociale) vols. 3, Bruxelles, 1941. など 一四〇〇—一四〇四年については Kerremans, Ch. との共編で一九五二年に刊行された。

(3) *seharaken*, *Scharlach* は現在 *scarlat*, *écarlate*, *escarlata*, *scarlatta* 等と同意義である。しかし、その語源については必ずしも一致した見解を見ている訳でない。Althocheusch の *scarlahen* は *tunica rasilis* (剪毛された布) と註釈づけられているが、ラテン系諸語の語源と看做すことには多くの言語学者が反対している。Skeat, W. W. 及び N. O. D. は、この関係は殆んど不可能として、ヘルミン語の *sagulat*, *sigulat*, *suqlat* からの由来を認める。Dauzat, A. もこの見解をとるが、Littre, E. は *galaticus* に求める。Galatia は多量にロチニールを産し、*galaticus rubor* は事実 *écarlate* を意味したとなす。兎に角、語源的には問題があるが、事実的問題として *tunica rasilis* の意味も少なくともゲルマン系諸語からは無視出来ない様に思われる。フランドル語では *schaerlaken* と云われたが、*schae* は現代ドイツ及びオランダ語の *scheren* (刈る) に関係する。剪毛せられた織物とは質的に優れていることを示す。又近

東から *purpureta* (深紅色の絹織物) が輸入せられ、シャンパーニュ大市で販売された記録も Doehaerd の史料の中に多数含まれており (全部一三世紀中頃以前)。(この織物はフランス貴族の被服として特に珍重せられていた。(Evans, *J. Dress in mediaeval France*, Oxford, 1952, pp. 10 sqq.) 色彩に係る *scharlaken* は *purpurus* と同一系統のものなる (Grimm の註釈から) ことから、近東からのこの面における刺激をも十分に考慮してよいであろう。

(4) Doehaerd, R.: *op. cit.*, II, nos. 432, 433, 552, 558, 767, 773, 774, 943, III, no. 1509.

(5) *scarletum tinctum de orexelo*: *Ibid.*, II, nos. 1012, 1013.

(6) *Ibid.*, no. 868.

(7) この織物が市場に現われたのは、一二世紀末以来である。その生産中心は、一方では最初の *stantfort* をジェノヴァの市場にもたらしたと思われるイングランド、他方ではフランドルを中心とする大陸である。Doehaerd の史料に現われる順序に従うならば、フランドルではアラスが最も早く一二三四年以前に生産し、ジェノヴァへの輸出も最大であり、次いでパリ (Paris 一二六八年頃) サン・ドゥニ (Saint-Denis) 及びラニエニ (Lagny) (一二七一年)、プロヴァン (一二七六—七八年頃)、イーブル (一二八〇年)、サン・トメール (Saint-Omer 一二八二—四年頃) と続き、一三世紀末にはヴァレンシエヌス、ブルージュ、トゥルネー (Tournai) 等多くの都市に見られる。しかし、ドゥエーについてはこの種織物を生産した史料がない。この語源に関しては、その織物の性格によるか、産地によるか疑問なしとしないが、最初に生産せられたと思われるイングランド南部のスタンホード (Stamford) から由来するものと看做してよからう。原産地についてもフランドルの小都市ステーションフォルデ (Steenvoorde) に求めようとする者があるが、この小都市がジェノヴァに輸出し得たとは考えられなう。(De Poereck, G.: *La draperie médiévale en Flandre et en Artois, technique et terminologie*, Brugge, 1951 I, pp. 214 sqq.)

(8) Doehaerd, R.: *op. cit.*, II, no. 482.

(9) 婦人の頭巾に用いられた薄織物。

(10) この織物の史料に現われる最初の時代は一二世紀に属する。品質については可成りの幅があつた様に思われる。Doehaerd の註 (III, p. 1292) においては劣質な織物とされているが必ずしもそうばかりではなかつた。ブルージュにおいて、マイルランド産羊毛とヨリ品質の優れたものが共に使用されている。Doehaerd の史料に現われて来るのはブルージュのものであり、この両者の

中輸出用として品質の優秀なものであつたと思われる。都市では、品質向上を意図して次第に劣質羊毛の使用禁止が行われたのに反し、後に隆盛を見る農村で生産された *saie* は、劣質のものであつた。(De Poerck, G.: op. cit., I, p. 218) 需要層の拡大と農村工業の繁栄との関係が見られる様に思われる。

- (11) *Ibid.*, pp. 189 sq.
- (12) Doehaerd, R.: op. cit., II, no. 500.
- (13) *Ibid.*, III, no. 1295.
- (14) トランスンのルーヴァン (Louvain) 及び一三世紀末に *scarletus* と並んで *Havus* の規定がなつてゐる。(Favresse, F.: *Les draperies bruxelloise en 1282*, *Revue belge de philologie et d'histoire*, T. XXXIII (1955), no. 2, p. 313 note 1)
- (15) 二位のイープルは一二二〇年迄多いが以後一件を数えるに過ぎない。シヤロンは初期に僅かであるが後になるに従い可成りの件数を恒常的に保つ。
- (16) この場合にも、初期はブランドル勢が優勢であるが、一二一六年に初めて現われたシヤロンが以後圧倒する。
- (17) *boulton* は明礬の浸漬を意味する。
- (18) De Poerck, G.: op. cit., I, p. 168.
- (19) *Ibid.*, pp. 150 sqq.
- (20) *Ibid.*, pp. 181 sq.
- (21) *Ibid.*, pp. 175 sqq., p. 182.
- (22) *Ibid.*, p. 181, pp. 184 sq.
- (23) *Ibid.*, pp. 179 sq., p. 184.
- (24) *Ibid.*, pp. 187 sq.
- (25) *Ibid.*, p. 190.
- (26) Favresse, F.: op. cit., p. 190.

一二世紀以前にはフランドルで明攀についての言説を見ない。一一世紀のサン・ヴァースト・ダラス(Saint-Vaast d'Arras)の通行税 (tonlieu) 表 (1023-36) は、羊毛、織物、染料、大青、灰について語っているが、明攀にはなら触れておらない。<sup>(1)</sup> 史料不足にもよるであろうが、又当時にあつては明攀の使用がなされなかつたとも考えられる。フランドルにおける明攀についての現存する最古の明瞭な史料は一一六三年の通行税表である。この通行税表は、古くはサントホーヴ (Sandhove, Santhoven, Zandhoofd) と呼ばれた場所にニューポール (Neuport, Neupport, Neoportum) が建設された時、フィリップ・ダルガス (Philippe d'Alsace) によつて設けられたもので、他日そこで取引されることの著しいと思われる商品を挙げてゐる。<sup>(2)</sup> このことは当時既に明攀取引が重要な地歩を築いていたことを示すものである。又、一一五三—六九年間のトゥルネーの通行税表、一一五九—六七年頃のサン・トメールの通行税表にも等しく挙げられる。以上のことから一二世紀中頃以後フランドルにおける明攀の使用は著しく増大したことが理解せられる。

クレピィ・ファン・ヴァロワ (Crépy-en-Valois)、『コンピエーニユ (Compiègne)』、『ロワ (Roye)』、『ペロンヌ (Peronne)』として最後にバボム (Bapaume) を通つてシヤンバーニユ大市及びバリをフランドルに結びつけた通路は、中世フランドル經濟に重要な役割を演んじて来た。このバボムの通行税が初めてフランス国王の権威下に置かれた一二〇二年のその地の税表の中にも明らかに明攀についての記載がある。<sup>(3)</sup>

フランドルで取引された明攀の種類は如何なるものであつたか。<sup>(4)</sup> 時代的には少し疑問があるが、フランドルにもたらされた主要な商品を産地別に列挙する一史料 “c'est li royaume et les terres desquex les marchandises viennent à Bruges et en la terre de Flandre” から明攀に関するものを挙げる。<sup>(5)</sup> “Du royaume de Segelmesse (Sidjilmasse) モロッコ (Morocco) 及び”、

中世フランドルの毛織物と明攀

qui siet près de la mer Arènes, viennent d'athes et aluns blancs" "Du royaume de Bougie vient peleterie de aingnax, cuir, sire et alun de plume" "Du royaume de Tunes (Tunis) vient autel avoir come de Bougie" "Du royaume de Majorques (Majorque) vient alun et ris, cuirs, figes qui croissent ou pais" "Du royaume de Constantinople vient alun de glace" (括弧内及びイタリヤ体は論者註) 又、フランドルの毛織物に關する他の諸史料から上掲の場所以外にカステイリヤ (Castilla)・ブルカン (Boulean = Volcano)・ニッシエ (Nyssehe = Ischia) を差(6)げることが出来る。これ等の種類の中ブルカンとニッシエの明礬は悪質のために、前者はヴァレンシエンヌで後者はブルギージュで使用が禁止されている。産地との関連で輸送上重要な地位を占めたと思われるマルセーユ (Marseille) の一二二九年の税表は明礬を次の様に区別している。即ち、alun cenquerin, alun de Castilha, alun blanc, alun Dalap (d'Aleppo), alun de bolcan. カステイリヤの明礬は又ナルボンヌの税表にも記載されて(8)ゐる。

これ等産地からフランドルへの輸送は、商業路としてのイベリア半島の廻航(一二七七年)以前では主としてローヌ河を北上し、シアンバーニユ大市を通じて行われていた様である。産地からの海上輸送は主としてジェノヴァ商人によつて独占的に営まれた。しかし、ジェノヴァ商人のフランドルへの直接輸送は、一二四四年に初めて明らかな史料を見るに過ぎない。(9)これは商品としての明礬の特殊事情が、陸揚げ地を南フランスの諸港〔マルセーユ、モンペリエ (Montpellier)・エグ・モルト (Aignes-Mortes)〕に求めしめたからではなからうか。イタリアからアルプス越えをする場合には、輸送手段は専ら駄獸に頼らねばならなかつた。他方、南フランスからの通路はさして困難な地形もなく車の使用がなされ得たが、通路が不完全なため稀にしか、それも二輪車を用いたに過ぎない。しかし、特に明礬輸送について、蠟と共に車輸送が輸送契約から排除されなかつたことは注意するに値しよう。(14)悪路によつて起る積荷の動揺も明礬の商品としての価値を損うものでなかつた。ペゴロッチイが述べている如く、この商品は袋に詰められて輸送されるのであるが、湿気に犯されない

限り商品としての価値を長期間保持し得た。<sup>(15)</sup> 嵩ばつた積荷は、なお更、車の使用を必然ならしめていた様である。この様な事情から、シアンバーニュー大市又はフランドルへの輸送がジェノヴァからの輸送としてよりも寧ろ遙かに多く南フランスの諸港を通じて行われたという結果を生ぜしめたであろう。<sup>(16)</sup> 北アフリカ、スペイン産明礬のみならず、レバント産明礬も主として南フランスの諸港に陸揚げされ、南フランスの商人によりシアンバーニュー大市で、又、フランドル商人により南フランスの大市(例えばサン・ジル(Saint Gilles)など)で取引された。<sup>(17)</sup> ジェノヴァからフランドルへの直接輸送が比較的遅く、なおイベリア半島廻航以前には一件に過ぎないのに引き代え、マルセーユ商人がこの商品について極めて活潑に行動したこと並びに前述のマルセーユ税表の記載等からもこの事情が裏書きされる様に思われる。<sup>(18)</sup>

フランドルに現われる明礬種類をその産地との関連において再考しよう。フランドルで早くから極めて一般的に使用された明礬の産地、アルジェリアのブージイには一一五二年既にジェノヴァ商人が訪れ、<sup>(19)</sup> ジオヴァニ・スクリバ(Giovanni Scriba)のジェノヴァの公証人記録には一一六一年四月一六日付で大要次の様な記載がある。

Buoniovanni Lercari は *Giuliano Mallone* の危険と幸運とにおいて、*Mallone* の商品から重量九四ポンドの絹と四三カシナエ(cannae)のスペイン・リンネル一〇反を輸送する。その商品金額は *Mallone* によつて三二ポンドと評価される。*Lercari* は自らこの商品をブージイに輸送する。輸送中の船舶及び糧食にとつて上記商品からなんらの支出もなすべきでない。出来る限り良い価格で販売し、その売上金はヨリ有利だと思われる蠟か明礬かの何れかに投資すべきである。又、若しどちらにも有利でない様に思われるならば、金に投資せよ。これ等商品は出来る限り速かに持ち帰り、自己の名で、証人立合の下に預けられるべきである。*Lercari* はこの行為から六マッサムティニ *(Massamutini)* 北アフリカ及び南スペインのアルモヘッド *(Almohad)* 支配者の金貨——論者註)を受くるものとする。<sup>(20)</sup>

フランドルにおける現存する最古の明礬についての記録とこのジェノヴァのブージイへの関係が略々同時期であること

は、単なる偶然とのみ解してよいであろうか。又、悪質明攀と思われるブルカンのそれについても、一二五四年三月一日付で次の記録がある。ジェノヴァ人がその明攀をナルボンヌに陸揚げする際、その地の支配者であるアマリック (Amalric) と役人 (viguer) ヘル・ポアイエとが関税 (lenda) の支払いを要求した。ジェノヴァ人はその義務なきことを主張し、市参事会の賛同を受けた。係争はナルボンヌの仲裁委員 (prud'homme) の裁定を待つこととなり、遂にジェノヴァ人の主張が受容れられた。<sup>(21)</sup> 更にカステイリヤの明攀も多くの記録によつて証明される。例えば、一二四八年八〇榎がシアンバーニュー大市に輸送され、ジェノヴァ商人スカルサリア (Sarsaria, W.) なる者の一一五七年の遺産の中にもカステイリヤ明攀三カントール (cantar) 一四ロトウリイ (rouli) <sup>(22)</sup> が見え、遺産管理人によつてカントール当り四六ジェノヴァ・ソリドゥスと評価され、更に一一六四年には持参金の一部としてさえカステイリヤ明攀を挙げている。<sup>(23)</sup> こゝカステイリヤにおいてもジェノヴァ商人が独占的地位を占めていた。彼等はサラセン時代からセビリヤ (Sevilla) と関係を持ち、オリブ油 (アन्दルシヤ (Andalusia))、水銀 (アルマダ (Almada))、明攀 (カステイリヤ) を取引した。一三世紀にはスベインのサラセン人が、益々抑圧され、コルドヴァ (Cordova) が陥落したのみならず、カステイリヤとレオン (Leon) の国王フェルディナンド三世の攻撃に屈した時に、一層ジェノヴァ人に恵まれたものとなつた。<sup>(24)</sup> 又、マジョルカについても、この方面でジェノヴァ商人と相並ぶ活躍を示していた他のイタリア商人が、マルセーユ及びエグ・モルトにチーズ、蠟、紙、牛皮、茴香、コチニール等と共に明攀をもたらしたことが報せられている。<sup>(25)</sup> フォセ (Foee) の明攀を語る場合には、ツァカリア (Zaccaria) 家を思い出さずにはおかない。

一二四八年頃ジェノヴァの著名な貴族として生れたベネデット・ツァカリアは一二五九年以来近東に旅立ち、当時ヴェネチア人と対立していたミッシェル八世 (Michel VIII Paléologue) の好意を受ける。皇帝は彼及びその兄弟マニエール (Manuel) の所領としてフォセの東部の山を譲渡した (一二六四年)。<sup>(26)</sup> そこには豊富な明攀鉱床があつた。(ツァカリアの

到来以前にこの鉱床が発見されていたかどうかは明瞭でない) ャツァカリヤは自己の民をつれて、そこに定住した後その山を採掘した。<sup>(27)</sup> やがて、毎年一三、〇〇〇<sup>(27)</sup>カンタールの生産を挙げ、その販売を確保するために、ツァカリヤは皇帝を唆かして他のジェノヴァ人によつて採掘されていたコロナ (Colonna = Karahissar) の明礬(フォッセのものよりも良質)の黒海輸送を禁止する法令を出さしめた。しかし、この禁止令はジェノヴァ商人達を苛立たせ、彼等はコンスタンティノープル (Constantinople) をボイコットせんとしたので、遂に取消された。ツァカリヤは自ら建造し、購入し、借受けた船舶によつて船隊を組織し、明礬輸送に當つた。彼は他の商品にも関係したが、主たる富源は明かに明礬であつた。又、彼はジェノヴァ艦隊の提督として競争都市ピサを撃破するなど幾多の軍事的政治的役割を果たしたが、事業への関心は豪も劣えず、息子及び女婿 (Paolino d'Orta) と共に作つた組合は、その事業を拡大し、巨大な勢力を得て全地中海に光を放つていた。このことはコロナ明礬の競争を圧倒し、常に主導権を握ることが出来た。自らもビザニョ (Bisagno) 河近傍に染色所を設ける程であつた。更に晩年にはカステイリヤの国王をメリニデス (Merinides) の脅威から救い、一二九四年にはフリップ・ル・ベルのためにイギリスの侵入に備え、一三〇一年には再度近東に渡りキオス (Chios) を受封し、マスティック (Mastic) の独占を確保した。彼は正にジェノヴァ全盛期の典型的人物といふことが出来る。<sup>(28)</sup>

明礬輸送の特殊事情並びにジェノヴァ商人ツァカリヤの明礬採掘と販売への独立欲、それから得られた富力を思ひ合せるとき、イベリア半島廻航への気運を特にこの明礬が駆立てた様にも思える。廻航が成就された翌年五月一二日には、ジェノヴァ商人団が三隻のガレー船を備船して、イギリスに一、二九七カンタールの明礬を積出し、<sup>(29)</sup> 八一年にはスピノラ (Spinola, Boianus) がブルーージュで取引にあたる様に明礬での総額七〇〇ポンドをレルカリウス (Lercarius, Petrus) からコンメンダとして受けている。<sup>(30)</sup> 更に、九八年一〇月二十九日にはベネデットォ・ツァカリヤとその息子 (Paleologus) とがエグ・モルトからブルーージュに明礬六五〇カンタールを送ることを約し、翌年四月に航海がなされている。<sup>(31)</sup> この契約は云

わば買戻契約付二重販売とでもいふべきもので、第三者による保険が加味された興味あるものであるが、その操作が余りにも複雑であるために一三五〇年にはヨリ単純な形態、保険者への保険料の支払の最初の例を見る。<sup>(32)(33)</sup>

以上、一三世紀末迄のフランドルへの明礬輸入の事情から知りうることは次のことである。一二世紀中頃には既に主要な輸入商品としての地位を占め、一三世紀になつて著しくその意義を増した。ツァカリアの経済活動はこのことを如実に示すものでなかるうか。しかし、注意しなければならないことは、以上述べ来たことは単に一商品としての明礬だけの問題でないということである。地中海沿岸諸地域及び近東からもたらされた商品は遠地商人によつてのみ取引の対象となり得た。フランドル毛織物工業が農村での家内仕事の工業から一一世紀中頃から一二世紀にかけて都市工業としての性格を持つ事情<sup>(34)</sup>ともなんらかの関連を持つている様に思われる。明礬の使用が毛織物工業の都市工業化の始動力となつたといふのではない。既に一〇二四—三六六年間のプラスの通行税に関する史料は、この都市に毛織物工業が存在していたことを十分に推測せしめる様に思われるし、<sup>(35)</sup>又この都市には一〇二五年にイタリア人が居住していたことも証明される。<sup>(36)</sup>他方、明礬の使用は、前述の通行税表によるならば語り得ない。しかし、以後徐々に用いられ始めた明礬は、この時代の環境においては毛織物工業の都市工業化を促進するに足る十分な要因となりえたと考えられる。

(1) Fagniez, G.: Documents relatifs à l'histoire de l'industrie et du commerce en France, Paris, 1898, vol. I no 98, p. 58 (Liagre, L.: Le commerce de l'alun en Flandre, Le Moyen Age, T. LXI (1955) nos 1-2, p. 182 note 33-4-5)

(2) Liagre, L.: op. cit., p. 182.

(3) この税表については、最初 Tailleur, E. がドゥエーの史料館に保存されているものを原本と信じ、一八四九年彼の *Recueil d'actes des XIII<sup>e</sup> - XIII<sup>e</sup> siècle en langue romane-wallonne du Nord de la France* 中に公刊した。次いで Finot, J. がその著 (*Etude historique sur les relations commerciales entre la Flandre et la France au moyen âge*, Paris, 1894) 中の最初の部分を特に「*ポムの通行税に捧げ、手許とある今一つの「ポムの税表をドゥエーのそれと比較して」公刊し、Tailleur によつて挙げられたものは一二九一年に行われた「現*

代化された、写本であることを証明した。サン・トメールの市史料館にある他写本は現存していない。フミンの写本であり、一四一六年五月十五日のものとされるが、Godard, J. の著した *Mélanges d'histoire de moyen âge, dédiés à la mémoire de Louis Halphen*, Paris, 1951, pp. 281 sqq. に公刊されている。

(4) 中世にさうして取極の衣裳となした西織種類について Pegolotti, Francesco di Balduccio : *Pratica della mercatura*, ed. by Allan Evans, Cambridge Mass., 1936, pp. 367 sqq. (Ropez, R. S & Raymond, I. W. : *Medieval trade in the mediterranean world*, N. Y., 1950, pp. 353 sqq.) 及び Heyd, W. : *Geschichte des Levantehandels im Mittelalter*, II, Stuttgart, 1879, SS. 550 ff. を参照。

(5) この史料は多くの入々たよつて引用されているが、見ることの出来た中で比較的全文を示しているのは Noël, O. : *Histoire du commerce du monde, depuis les temps les plus reculés*, I, Paris, 1891, pp. 231 sq. である。又、この史料の成立年代については見解が一致しない。Van Severen, G., De Mas Latrie, L., Bourquelot, F., Noël, O. 等は十三世紀末と置くが、Warnkoening, L. A. は十三世紀末と置く。Van Houtte, J. A. は十三世紀の終りに成つて十三世紀末と置く。(Bruges et Anvers, marché « nationaux » ou « internationaux » du XIV<sup>e</sup> au XVII<sup>e</sup> siècle, *Revue du Nord*, T. XXXIV (1952), p. 89 note 1)

(6) De Poerck, G. : *La draperie médiévale en Flandre et en Artois, technique et terminologie*, Brugge, 1951, I, pp. 169 sqq.

(7) *Ibid.*, p. 170.

(8) Schaubé, A. : *Handelsgeschichte der romanischen Völker des Mittelmeergebiets bis zum Ende der Kreuzzüge*, München u. Berlin, 1906, S. 384.

(9) ノイ水 (Rosenwasser) と同位 (Eiweis) 及び西織を染織たための砂糖状の塊となつてゐる。(Heyd, W. : a. a. O., S. 555)

(10) SidiJmassé の明織の原料。

(11) マントの製法。

(12) Schaubé A. : a. a. O., S. 332 Anm. 3.

(13) Doehard, R. : *Les relations commerciales entre Gènes, la Belgique et l'Outseumont, d'après les archives notariales génoises aux XIII<sup>e</sup> et XV<sup>e</sup> siècles*, II, Bruxelles, 1941, p. 272 no. 520.

(14) Schaubé, A. : a. a. O., S. 380.

中世フランスの毛織物と西織

(15) Pegolotti: *Pratica* (Ropez & Raymond : op. cit., p. 353)

(16) マルセーヌからプロヴァンの大市までは普通二四日の旅程であつたといわれる。

(17) Rambert, G. (ed.) : *Histoire du commerce de Marseille, I, le moyen âge jusqu'en 1291* (Pernoud, R.), Paris, 1949, pp. 161 sqq. 又「十三世紀におけるマルセーヌの陸上商業の技術形態について」 Sayous, A. E. : *Le commerce terrestre de Marseille au XIIIe siècle*, *Revue historique*, T. 163 (1930), pp. 27 sqq. を見よ。

(18) 今迄比較的看過されて来た地中海と大西洋とを結ぶローマ時代からの通路「マッシン・サントラル (Massif Central) の南端を掠めてカオル (Cahors) を通りラ・ロッシェルに到る路線も利用されたかも知れない。Pegolotti はラ・ロッシェル——ニーム (Nîmes) の路線として示し、普通七日の旅程で、羊毛、香料の輸送が行われたことを述べている。中世の経済界におけるカオル人の華々しい活躍を知りながら、他面かゝる経済人を生み出した基礎の探究が不十分のままに残っているが、この路線との関連で一考する必要がある。この路線に比すれば、ガロンヌ河を下向する通路は地方的産物の輸送に用いられたことは事実であるが、地中海と大西洋とを結ぶ路線としての意義は比較的少ない。これ等の諸点をいって、短文であるが、Renouard, Y. : *Les voies de communication entre pays de la Méditerranée et pays de l'Atlantique au Moyen Age, problèmes et hypothèses*, *Mélanges d'histoire du moyen âge, dédiés à la mémoire de Louis Halphen*, Paris, 1951, pp. 587 sqq. 44' 示唆に富む。Renouard の主張は、Delafosse, M. : *La Rochelle, ville océane*, La Rochelle, 1953, p. 82 などの備受容れられてゐる。ラ・ロッシェルとニームとの関係については、Boissonnade, P. : *La renaissance et l'essor de la vie et du commerce maritimes en Poitou, Aunis & Saintonge du Xe au XVe siècle*, *Revue d'histoire économique et sociale*, Paris, 1924, pp. 317 sq. を見よ。又、スズインの「中世毛織物輸出について興味ある研究が最近アメリカの史家 Emery, Richard W. によつて発表された」(Flemish cloth and Flemish merchants in Perpignan in the thirteenth century, in Mundy, J. H. & etc. (ed.) : N. Y. 1955, p. 153 sqq.) *Essays in medieval life and thought, presented in honor of Austin Patterson Evans*, 彼は Laurent, H. の主として一二八四年のマルビニョアン (Perpignan) の関税 (tende) 表に基づく結論(ア)「十三世紀中頃(一二四〇年頃のエグ・モルトの開港と関連して)以後にのみ重要な量となるが、それ以前では散在的であること、(b) 流入経路としては、一つは海路、モンパリエ (エグ・モルト) 又はマルセーヌ——マルビニョアン又はマルセルナ、他は陸路、モンパリエ——ナルボンヌ——マルビニョアンを挙ること、に反対する。彼の積極的主張は、マルビニョアンの未刊史料を用い、Laurent の結論よりも以前

の時期に相当多量のフランシス毛織物がスペインにもたらされたことの指摘、並びに、更に重要なことであるが、一二六一年八月末のベルビニエアン大市の登録簿を利用することにより得られた次の結論である。即ち Laurent の結論より以前の時期には、主としてカオール(Carcassonne)の南東約三〇哩のサン・タントネン(Saint Antonin)の市民に於いて、カストン(Castres)——カルカソンヌ(Carcassonne)——リムー(Limoux)を経てもたらされたフランシス、シヤンヌーニエ大市へのサン・タントネルからの結びつきは、フイーシヤック(Figeac)——オリヤック(Aurillac)——クランルモン(Clermont)を通じてなされた。一二六一年はサン・タントネン商人の活動の始期ではなく、その終末への転機の一時点を示すもので、これ以後相対的にその商人の役割は減じ、一四世紀までには既にその姿を消し、スペインへの経路として Laurent の指摘するモンメリエを通ずる路線が之に代つた。この理由はルイ九世治下にラングドック(Languedoc)に王権が急速に増大したことに關係がある。以上の Emery の結論からもカオール附近が交通上の要衝として重要な地位を占めつたことを窺ふことが出来る。

(19) Schaubé, A.: a. a. O., S. 280; 及び Doehaerd, R.: op. cit., I, p. 88, Pernoud, R.: op. cit., p. 169 共に Schaubé の見解に従う。

(20) Chiadano, M. & Moresco, M.: Il cartolare di Giovanni Scriba, II, 4 (Ropez & Raymond: op. cit., pp. 217 sq.)

(21) Mounyès, G. (ed.): Ville de Narbonne, inventaire des archives, communales antérieures à 1790, Annexes de la série AA, Narbonne, 1871, p. 74 (Ropez & Raymond, op. cit., p. 337)

(22) ロッカ(Rocca, P.: Pesi e misure antiche di Genova e del Genovesato.)によれば、シエンザ・カンタールは五七・六五キログラムとされているが、これより稍低く評価する者もある。(Ropez & Raymond: op. cit., p. 353 note 43) 明鑾のカンタールについて注意しなければならぬことは、シエンザで明鑾がブルレーシヤ・カンタール(carica di Bruggia)で計られた記録が一四世紀初期に見られることである。(Doehaerd, R.: op. cit., III, nos. 1667, 1668) これは明鑾とフランシスが如何に密接な關係を保つていたかを示すものでなからうか。ローマリアイはカンタールの一〇〇分の一である。

(23) Schaubé, A.: a. a. O., SS. 384, 322 Ann. 2.

(24) Ibid., S. 322.

(25) Pernoud, R.: op. cit., p. 180.

(26) Michel VIII のシヤカリブ家へのフォヤ鉱山譲渡の事情については、Ropez & Raymond: op. cit., p. 127 sq. に収録されている

中世フランシスの毛織物と明鑾

- Georgios Pachymeres Michael Palaologus V : XXX の拔萃なる部分なり。Ropez は濠洲の年代を彼の著 Genova marinara nell duecento, Benedetto Zaccaria ammiraglio e mercante, Messina-Milano, 1933 によし一二六七年度に置るべしなり。後述 Revue belge de philologie et d'histoire, LXXXIX (1951) の著者ゆゑに Majorcans and genoise on the North Sea Route in the XIII century によし一二六四年を濠洲の年代の中心とすべし。 (Liagre, L. : op. cit., p. 179 note 12)
- (27) この数行を Renouard, Y. : Les hommes d'affaires italiens du moyen âge, Paris, 1949, p. 97 以下に於て Pegolotti の Pratica 及び一四〇〇〇年を以て中心とすべし。 (Ropez & Roymond ; op. cit., p. 354)
- (28) この二行を Renouard, Y. : Les hommes d'affaires italiens du moyen âge, pp. 96 sqq. 以下に於て。
- (29) Doehaerd, R. : op. cit., III, no. 1356.
- (30) Ibid., no. 1376.
- (31) Ibid., no. 1530.
- (32) Renouard, Y. : Les hommes d'affaires italiens, pp. 103 sq. ; Liagre, L. : op. cit., pp. 186 sq. 以下に於てこの取極むべきの範圍を定むべし。
- (33) 一四一五世紀のシエナ商人の明瞭取引については最近のものでは Liagre, L. : op. cit. 以外に Heers, M. L. : Les Génois et le commerce de l'alun à la fin du moyen âge, Revue d'histoire économique et sociale, XXXII (1954), pp. 31 sqq. なるなり。
- (34) Van Werveke, H. : Industrial growth in the middle age, the cloth industry in Flanders, The economic history review, 2. series, vol. VI, (1954) no. 3, pp. 237 sqq. 及び De Poerck, G. : op. cit., Introduction historique (par Van Werveke, H) 参照す。
- (35) Ganshof, F. L. : La Flandre sous les premiers comtes, Bruxelles, 1949, p. 71.
- (36) Lestocquoy, J. : Aux origines de la bourgeoisie, les villes de Flandre et d'Italie sous le gouvernement des patriciens (XIe - XV<sup>e</sup> siècles), Paris, 1952, p. 117.